相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市下道山町一五〇番地、最後の住所兵庫県姫路市田寺八丁目一四番五号
被相続人　亡　井之上正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日
兵庫県姫路市船橋町三丁目一七三番地一〇
相続財産管理人　司法書士　熊橋　好規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市敷地町一五九三番地一、最後の住所兵庫県小野市敷地町一五九三番地の一
被相続人　亡　横手　昭則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十八日
兵庫県三木市吉川町毘沙門五九七番地
相続財産管理人　岩﨑　隼人

無縁墳墓等改葬公告

墓地使用新希望者のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年五月十八日

一、墳墓等所在地　愛知県小牧市大字篠岡大山字仲島四二〇

一、墳墓等の名称　江岩寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　墓石に以下の俗名が彫りこんである墳墓　杉枝美明、奥村保高、今井藤蔵、稲垣貢、伊藤春光、稲垣和彦、橋本金●、橋本賢治、伊藤逢、稲垣京一、稲垣政彦及び判読不明のため、「この墓石は誰の墓ですか」と筆書きした小卒塔婆を紐でくくりつけてある墓石一五一基

一、改葬を行おうとする者　愛知県小牧市大字篠岡大山四一六　宗教法人江岩寺　代表役員　柴澤　隨謙

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十三年四月二十日午前一〇時〇〇分開催の天神坂特定目的会社第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本特定社債権者集会」といいます。）における左記決議について平成二十三年四月二十七日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十三年（ヒ）第一五五号）がありましたので公告致します。

記

本特定社債権者集会における決議事項

本特定社債の社債要項（以下「本要項」といいます。）を大要次のように変更する。

一、本要項第一・一項記載の以下の各用語の定義を次のとおり変更した定義に置き換える。①「予定最終償還期日」を「二〇一六年二月二十九日」に変更し、②「約定利率」を「基準金利に二・四〇％を加えた利率（年利）」に変更し、③「許容された債務」について、(c)を「発行会社、受託者、又はマスター・レッシーが通常の業務の過程で発生させた無担保買掛金債務及び未払金債務（但し、弁済期限六十日以内のもので、その総額は本特定社債の未償還元本残高の五・〇％相当額を如何なる場合でも超えないものとする。）並びに負担」に変更し、既存の(h)を(i)に繰り下げ、(g)の次に(h)として「劣後特定社債の発行により発行会社が負担する債務」を追加し、④「単一目的会社」について、(a)(iii)(x)文中の「（但し、信濃川株式会社を除く。）」を削除し、(b)(i)を「発行会社の場合は、本物件又は本信託受益権に関する自社の権利（所有権を含む。）と関係ない業務（なお、劣後特定社債の自己募集はかかる業務に含まれないものとする。）には一切従事していない会社」に変更し、(k)冒頭の「払込期日現在において、」を削除し、⑤「社債割当額」を「本信託受益権（御茶ノ水）及び本物件（御茶ノ水）について金七億二千二百四十三万七千円、本信託受益権（博多）及び本物件（博多）について金八億六千四百二十一万五千円の金額」に変更し、⑥「リリース必要支払額」の文中の(i)を「各本物件又は本信託受益権について当該各本物件又は本信託受益権に係る社債割当額の一一五％相当額以上の償還単位での本特定社債の未償還元本の償還又は買入消却」に変更する。

二、本要項第一・一項に次の各用語の定義を追加する。①「劣後契約」とは、(i)劣後特定社債権者、発行会社及び本特定社債権者の間で締結された二〇一一年二月十四日付劣後契約及び(ii)社債支払補償人が合理的に受け入れることができる様式及び内容で本特定社債要項に従って締結されるその他の劣後契約を意味する。②「劣後特定社債権者」とは、劣後特定社債の保有者をいう。③「劣後特定社債」とは、(i)発行会社により発行され、株式会社イシン・ヨコハマ・ホールディングスにより取得される二〇一六年十二月三十一日を満期とする三億六千万円第二回固定利率特定社債（適格機関投資家限定）及び(ii)本特定社債要項に従って発行会社が発行し、劣後特定社債権者が取得するその他の社債であって、本債務及び劣後契約に従って本債務の支払いに劣後するものを意味する。

三、本要項第二・五項(a)を大要次のとおり変更する。(a)四半期毎の償還　発行会社は、各支払期日（但し、最終償還期日は除く。）に、左記の各金額の本特定社債の元本の償還を行う。但し、本物件又は本信託受益権の一部について売却その他の処分がされた場合には、発行会社は、各支払期日（但し、最終償還期日は除く。）に、『左記の各金額』に『当該各本物件又は本信託受益権の売却その他の処分後に残存する当該各本物件又は本信託受益権に係る社債割当額』を乗じて『全ての各本物件又は本信託受益権の社債割当額』で除した金額以上の最小の償還単位の本特定社債の元本の償還を行う。

(i)　二〇一一年三月に到来する支払期日までの期間の各支払期日　なし

(ii)　二〇一一年六月に到来する支払期日から二〇一四年十二月に到来する支払期日までの期間の各支払期日

二〇一一年六月は金九百八十万四千円とし、二〇一一年九月及び二〇一一年十二月は金九百五十七万六千円とし、二〇一二年三月、二〇一二年六月及び二〇一二年九月は金七百二十九万六千円とし、二〇一二年十二月は金七百六万八千円とし、二〇一三年三月、二〇一三年六月及び二〇一三年九月は金七百二十九万六千円とし、二〇一三年十二月は金七百六万八千円とし、二〇一四年三月及び二〇一四年六月は金千三万二千円とし、二〇一四年九月及び二〇一四年十二月は金九百八十万四千円とする。

ただし、当該支払期日における本特定社債にかかる支払期限の到来した手数料、費用、損害金、利息、元本及び社債支払補償人に対する補償料の支払い並びに社債権者が要求する各種積立金の積立てに資金を充当した後の社債購入者集金口座内の残額（社債計算期日における残額）の全てを用いても右記の各支払期日に対応する金額全額の償還が不可能である場合は、当該残額を用いて償還が可能な、償還単位の整数倍の最大金額。この場合、次回支払期日の約定償還金額は、右記で計算し、現実に償還された償還金額と右記の各支払期日に対応する金額との差額に、当該次回支払期日の約定償還金額を加えた金額とする。ただし、当該支払期日における本特定社債にかかる支払期限の到来した手数料、費用、損害金、利息、元本及び社債支払補償人に対する補償料の支払い並びに社債権者が要求する各種積立金の積立てに資金を充当した後の社債購入者集金口座内の残額（社債計算期日における残額）の全てを用いても償還が不可能である場合は、当該残額を用いて償還が可能な、償還単位の整数倍の最大金額とし、以降の支払期日においても同様とする。

なお、以上に拘らず、本項に基づく累積の償還額の上限は合計で一億二千六百五十四万円までとする。

(iii)　二〇一五年三月以降に到来する支払期日以降の各支払期日

本特定社債買取契約第十三・三条第B―七弁済順位により本特定社債の元本償還に充当される金額。

四、本要項第三・五項を次のとおり置き換える。発行会社は、本物件又は本信託受益権の取得、所有、運用及び管理業務（自ら直接行う運用・管理業務であると受託者、マスター・レッシー、アセット・マネージャー又はプロパティ・マネージャーを通じて行う運用・管理業務であるとの別を問わない）以外の事業（なお、劣後特定社債の自己募集はかかる事業に含まれないものとする。）を営んではならない。なお、ホテル営業及びホテル改修工事は本物件の運用業務に含まれるものとする。